

令和7年第6回安平町議会定例会議案

令和7年9月17日

安 平 町

報告第1号

例月出納検査報告について

監査委員より例月出納検査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

令和7年9月17日提出

安平町議会議長 多田 政 拓

記

令和7年5月分（令和6年度分）

令和7年5月分（令和7年度分）

令和7年6月分

令和7年7月分

報告第2号

令和6年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書について

地方行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った報告書が提出されたので、別紙のとおり報告する。

令和7年9月17日提出

安平町議会議長 多 田 政 拓

令和6年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書



令和 7年 6月

安平町教育委員会

令和 7年 5月31日現在

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 教育委員会の活動状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 7
(1) 会議の開催状況		
2 主要施策等の点検・評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ～ 15
(1) 就学前教育・保育、子育て支援の充実		
① 就学前教育・保育の推進		
② 子育て支援の充実		
(2) 学校教育の充実		
① 多様な専門性を有する質の高い教職員の育成		
② 「社会に開かれた教育課程」の充実		
③ 学びの保障に向けた不登校対策の推進		
④ 特別支援教育の充実		
⑤ 子どもの権利を大切にする教育の推進		
⑥ 学校における働き方改革の推進		
(3) 追分高等学校への支援の充実		
① 町と高校の連携のさらなる強化		
② 町として継続する支援		
③ 高校存続のための実績の報告		
(4) 社会教育の充実		
① 平和教育の充実		
② 生涯学習フェスティバルでの団体への支援		
③ 町民自らが企画・立案・運営する学習活動に対する支援		
④ 国際理解教育の推進並びに地域間交流への支援		
⑤ 生涯スポーツの支援		
⑥ 社会体育施設の利用促進に向けた取組の充実		
⑦ 鉄道資料館整備事業に係る検討の推進		
⑧ 社会体育施設の整備		
3 外部評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	16 ～ 24
(1) 令和6年度教育行政執行方針		
(2) 予算及び決算		

はじめに

1 趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。

事務の点検・評価は、教育委員会が事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすことを目的としています。

2 対象

前年度である令和6年度教育行政執行方針に掲げられた主な施策等を対象としました。

3 方法

主な施策等に対する具体的な取組方針・内容等をまとめ、成果と課題を明らかにした上で、今後の取り組みの方向性を示すために必要性を評価しました。

①施策の基本方針

点検・評価の対象である主な施策を示しています。

②具体的な取組方針・内容等

施策の基本方針を実現するために取り組んだ内容を示しています。

③成果と課題

具体的な取組方針・内容等から生じた成果と課題について明らかにしています。

④評価

今後の取り組みの方向性を示すために必要性について評価しています。

A	的 確—施策の必要性が高く、このまま継続していくことが必要
B	良 好—施策の必要性があり、概ねこのまま継続していくことが必要
C	要検討—施策の必要性あるが、継続していくために内容の検討が必要
D	要改善—施策の必要性が低く、将来的には廃止等を検討すべき

1. 教育委員会の活動状況

(1) 会議の開催状況

安平町教育委員会の会議は、毎月、1回を目途に開催していますが、案件等に応じては臨時に委員会を開催しています。令和6年度には委員会を14回開催しました。

この会議では、4名の委員が教育行政の基本方針の決定、教育に関する規則など様々な課題について審議します。

開催日時	付 議 案 件 な ど
令和6年 4月23日	(報告) ・諸般報告 ・安平町教育支援委員会委員の委嘱(補充)について ・安平町給食センター運営委員会委員の委嘱(補充)について (承認) ・専決処分事項の承認について(令和5年度教育予算(補正)) (議案) ・令和6年度教育予算(補正)について ・安平町教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について ・安平町社会教育委員の委嘱について ・安平町公民館運営審議会委員の委嘱について ・安平町スポーツ推進委員の委嘱について
令和6年 5月28日	(報告) ・諸般報告 ・令和6年度要保護・準要保護の認定について (議案) ・令和6年度教育予算(補正)について ・安平町合宿所条例の一部を改正する条例の制定について ・安平町合宿所管理規則の一部を改正する規則の制定について ・安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について ・安平町育英基金奨学生の採用について
令和6年 6月24日	(報告) ・諸般報告
開催日時	付 議 案 件 な ど

令和6年 7月29日	(報告) • 諸般報告 • 令和6年度教育予算（補正）について (議案) • 安平町育英基金奨学生の採用について • 令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告について • 安平町教育まちづくり委員会要綱の制定について • 安平町給食センター運営委員会委員の委嘱について
令和6年 8月28日	(報告) • 諸般報告 (議案) • 令和6年度教育予算（補正）について • 令和7年度から使用する中学校用教科用図書の新採択について • 令和6年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について • 安平町公民館条例の一部を改正する条例の制定について • 安平町公民館管理規則の一部改正について • 安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について • 安平町スポーツセンター管理規則の一部改正について • 安平町スポーツセンターホールの特別貸切使用に関する規定の一部改正について
令和6年 9月25日	(報告) • 諸般報告
令和6年 10月15日	(報告) • 諸般報告 • 行政報告 安平町学校不祥事に関する報告に関する安平町学校不祥事に関する公表ガイドライン策定について 安平町教育委員会プロジェクトチーム設置規程の作成について
令和6年 10月28日	(報告) • 諸般報告 • 安平町郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について (議案) • 安平町育英基金奨学生の採用について
令和6年 11月27日	(報告) • 諸般報告 • 令和6年度要保護・準要保護の認定について • 安平町教育支援委員会委員の委嘱について

	(議案) ・令和6年度教委予算(補正)について ・安平町教育支援委員会委員の委嘱について ・安平町子ども文化・スポーツ賞被表彰者の決定について ・安平町スポーツセンター(本館)及び安平町早来公民館(町民センター)の指定管理者の指定について ・令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村結果の掲載について
令和6年 12月25日	(報告) ・諸般報告 ・令和6年度教委予算(補正)について
開催日時	付 議 案 件 な ど
令和7年 1月29日	(報告) ・諸般報告 ・安平町立学校の非違行為に対する公表ガイドラインの制定について (議案) ・安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例の制定について ・安平町遠浅グラウンド管理規則を廃止する規則の制定について ・給食センターが供給する給食に要する経費の改定について
令和7年 2月25日	(報告) ・諸般報告 ・令和7年度教育行政執行方針について (議案) ・令和6年度教育予算(補正)について ・安平町子ども文化・スポーツ賞被表彰者の決定について
令和7年 3月3日	(報告) ・諸般報告 (議案) ・令和6年度教職員人事異動内示について
令和7年 3月31日	(報告) ・諸般報告 (議案) ・きょういく【安平町教育大綱、安平町生涯学習計画(第4期計画)、安平町子ども計画(子ども・子育て支援事業計画(第3期))の策定について ・安平町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ・安平町文化・スポーツ大会参加助成金交付要綱の一部改正について ・安平町文化財保護委員会委員の委嘱について

1. 条例等の制定状況

① 条例

条例番号	件 名	施行年月日
(6年) 第 170 号	・ 安平町合宿所条例の一部を改正する条例	6.6.24
第 161 号	・ 安平町郷土資料館条例の一部を改正する条例	5.6.23
第 171 号	・ 安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例	7.4.1
第 159 号	・ 安平町公民館条例の一部を改正する条例	7.4.1
第 170 号	・ 安平町合宿所条例を廃止する条例	7.4.1
第 158 号	・ 安平町早来研修センター条例を廃止する条例	7.4.1

② 規則

規則番号	件 名	施行年月日
(6年) 第 3 号	・ 安平町教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則	6.4.23
第 30 号	・ 安平町合宿所管理規則の一部を改正する規則	6.6.24
第 19 号	・ 安平町公民館管理規則の一部を改正する規則	7.4.1
第 31 号	・ 安平町スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則	7.4.1
第 34 号	・ 安平町遠浅グラウンド管理規則を廃止する規則	7.4.1
第 30 号	・ 安平町合宿所管理規則を廃止する規則	7.4.1
第 18 号	・ 安平町早来研修センター管理規則を廃止する規則	7.4.1
第 4 号	・ 安平町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	7.4.1
第 9 号	・ 安平町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	7.4.1
第 6 号 第 28 号	・ 課長職名の変更に伴う関係規則の整備に関する規則（安平町教育委員会公印規則及び安平町安平山スキー場管理規則の一部改正）	7.4.1

2.表彰制度

① 安平町民文化賞

該当者なし

② 安平町民スポーツ賞

該当者なし

③ 安平町子ども文化・スポーツ賞

前期分被表彰者

No	氏名・団体名	種 目	事 績	表彰の種類
1	早来学園 ソフトテニス部	ソフト テニス	第 45 回北海道中学校ソフトテニス大会女子 団体戦において優勝し、全国大会に出場した。 *子どもスポーツ賞(1)に該当	子 ど も ス ポー ツ 賞
2	早来アクティブ バレーボール少年団	バレー ボール	第 44 回全日本バレーボール小学生大会南北 北海道大会において優勝し、全国大会に出場し た。 *子どもスポーツ賞(1)に該当	子 ど も ス ポー ツ 賞
3	鈴木 ほのか (追分中学校3年)	バレー ボール	苫小牧選抜に選出され地区対抗第 33 回北海 道中学生バレーボール優秀選手選抜大会に出 場した。 *子どもスポーツ奨励賞(1)に該当	子 ど も ス ポー ツ 奨 励 賞
4	奈良 優凜 (追分中学校3年)	バレー ボール	苫小牧選抜に選出され地区対抗第 33 回北海 道中学生バレーボール優秀選手選抜大会に出 場した。 *子どもスポーツ奨励賞(1)に該当	子 ど も ス ポー ツ 奨 励 賞

後期分被表彰者

No	氏名・団体名	種 目	事 績	表彰の種類
1	吉岡 瞳 (早来学園1年)	ポスター	第 51 回令和6年度JA共済全道小・中学生 交通安全ポスターコンクールにおいて金賞を 受賞した。 *子ども文化賞(2)に該当	子 ど も 文 化 賞
2	吉岡 龍彦 (早来学園6年)	絵	第 50 回北海道教育美術展において、奨励賞 を受賞した。 *子ども文化奨励賞(1)に該当	子 ど も 文 化 奨 励 賞
3	早川 颯 (早来学園3年)	絵	第 50 回北海道教育美術展において、奨励賞 を受賞した。 *子ども文化奨励賞(1)に該当	子 ど も 文 化 奨 励 賞

2. 主要施策等の点検・評価

主要施策		
(1) 就学前教育・保育、子育て支援の充実		
点検・評価項目及び評価		
① 就学前教育・保育の推進	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●令和5年度の先進地視察で学んだ内容を踏まえ、これまで検討してきた病児病後児保育の導入を優先する進め方ではなく、体調不良児型の導入を優先し、病児病後児保育に関する知見を深めていく考え方を基本としながら、認定こども園と連携して検討・協議を進めてまいります。		
成果・課題等		
○安平町の実態を踏まえ、学校と情報共有を図りながら、「体調不良児型」の導入を優先し、継続して町内の医療機関等と協議しており、引き続き実現に向けての可能性について研究していきます。 ○令和8年度から全国で実施となる「こども誰でも通園制度」の実施に向けて、安平町内での受け入れ体制の整備を両認定こども園と連携しながら進めていく必要があります。		
点検・評価項目及び評価		
② 子育て支援の充実	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体として子どもが意見を述べ、社会参画を保障する活動機会のさらなる充実に努めてまいります。併せて、「（仮称）子ども教育環境条例」の制定に向けた協議・検討に取り組んでまいります。引き続き、「あびら教育プラン」を主軸として子どもたちの想いを形にできるよう進めてまいります。		
成果・課題等		
○CFCIの実践自治体として、あびら教育プランや各学校を中心に子どもの意見に基づく活動を実践し、追分中学校3年生・早来学園9年生のまちづくりに関する授業やあびら教育100人会議（早来地区・追分地区）の実施などを行いました。また、各学校のインターンシップなどを活用して子どもたちが自らあびらチャンネルコンテンツ作りや町公式ホームページづくりなども積極的に行われました。 ○「CFCI」や「子どもの意見表明」を主軸としたまちづくりの具体的な実現に向け、「こどもにやさしいまちづくりPJ」の設立を進めてまいります。		

主要施策		
(2) 学校教育の充実		
点検・評価項目及び評価		
① 多様な専門性を有する質の高い教職員の育成	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●教員が、今後どの分野の学びを深めるべきか、学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要かということについて正しく認識し、意欲をもって研修に取り組むことができるよう、学校管		

理職の声を受けとめ、「対話に基づく受講奨励」を踏まえた研修機会の支援に努めてまいります。		
成果・課題等		
○教育指導員が積極的に各学校の授業参観したうえ、指導助言を行いました。また、道教委事業のMA+CH事業を活用した地域プロジェクトマネージャー(LPM)や学校魅力化コーディネーター、子育て・総合教育専門員が学校の取組について参画し、必要に応じた指導、助言を行いながら、授業の進め方について、共通理解・認識を図りました。 ○各学校の専門部会で、教職員へ向けたICT関連の研修会の開催やシステム上の補助・助言を行いました。 ○慢性的な教員不足の解消と適正のある教員の配置に向けた施策を協議・検討してまいります。 ○多様な専門性をもつ教職員を育成するために、先進的な実践を行う学校を視察し、具体的な指導方法や教育活動を直接見聞することで、新たな教育実践の発見や深化に結びつけています。		
点検・評価項目及び評価		
② 「社会に関かれた教育課程」の充実	評 価	B
具体的な取組方針・内容等		
●早来地区の学校をモデル校として行ってきた「あびら教育プラン」の教育課程（主として総合的な学習の時間）への位置付けを追分地区においても充実させてまいります。地域人材を講師に招いての体験的な学習とともに、児童生徒の発達段階に応じた探究的な学びの充実に努めてまいります。 ●地域学校協働本部による地域学校協働活動を進め、地域と学校の連携・協働体制の充実に努めてまいります。		
成果・課題等		
○学習意欲の創出・機会を提供するため、地域おこし協力隊の協力のもと、教育課程支援事業として、早来学園・追分小・中学校に総合的な学習の時間のカリキュラム作成や提案、授業の転換を図りました。 ○学校教諭、学校魅力化コーディネーター、社会教育主事と連携し、協働して授業を実施し、地域の人材、特色を生かした授業や地産地消の調理実習の授業を実施しました。 ○地域プロジェクトマネージャー（LPM）の活動として、追分高校の魅力を町外・道外へ発信するとともに、地域学校協働本部の活動にも参画し、意見交換・情報共通を行い、共通認識を図りました。		
点検・評価項目及び評価		
③ 学びの保障に向けた不登校対策の推進	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●全ての児童生徒が安心して学ぶことにより、自らの進路を主体的に捉えることができるよう不登校支援ガイドブック『全ての子どもの笑顔のために～社会的自立に向けた支援のポイント～』の内容を踏まえ、教育支援センター機能をもつ不登校の児童生徒の居場所づくりについて学校とともに検討してまいります。		
成果・課題等		
○早来学園をメインに教育指導員が積極的に授業参観したうえ、課題や現状を把握し、学校と情報共有、共通理解・認識を図りながら、必要に応じた9学年の教育課程の指導、助言を行いました。 ○「こども家庭センター」の設置を令和7年4月に向けて協議・準備を行っており（令和7年5月30日現在：設置済）福祉分野と連携を図り、個別に配慮が必要な児童生徒や家庭の養育支援を取り組んで		

いく。		
点検・評価項目及び評価		
④ 特別支援教育の充実	評 価	B
具体的な取組方針・内容等		
●通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流・共同学習に取り組む機会の充実をととして、全ての教師がしょうがいに対する理解を深め、しょうがいのある児童生徒に対する組織的な対応力を高めることで、児童生徒が相互に理解し合える教育を進めてまいります。		
成果・課題等		
○安平町教育支援委員会を3回開催し、各学校へ総合判断意見書（答申）通知するだけでなく、新入学児童生徒や在学児童生徒の状況の情報共有や意見交換を行い、必要に応じた指導や支援を行いました。 ○学校との協議を行い、町全体での適正な特別支援教育補助員の配置を行い、支援を必要とする児童・生徒への対応を行っています。また、安平町教育支援委員会では、支援への効果や意見を情報共有することで、今後の適切な支援方法に導いています。 ○道教委の「特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業」を活用、小・中・義務教育学校の特別支援学級の担当教員に対して、特別支援学校の職員派遣による専門的知見に基づく支援・連携を受けました。		
点検・評価項目及び評価		
⑤ 子どもの権利を大切にする教育の推進	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●子どもが意見を表明し、社会参画について積極的に考える機運を高めるためユニセフの提唱する「Child Rights Education（CRE）：子どもの権利を大切にする教育」を教育活動のあらゆる場面において進めてまいります。		
成果・課題等		
○校内においては、ルールメイキングプロジェクトや校則改訂委員会を通じた自主的な活動が展開されている。 ○条例制定について、関連する取組みの中で子どもの意見聴取の機会を設けながら進めているほか、子どもの意見が取り入れながら策定を進めていく予定としている。 ○追分中学校において、弁護士による「人権教室」を実施し、いじめ問題をテーマに相手への思いやりの心や生命の大切さについて考える取組みを行いました。		
点検・評価項目及び評価		
⑥ 学校における働き方改革の推進	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●教員の心身の負担軽減及び教員が本来の業務に専念できる環境の構築を進めるうえで有効と考える道教委の「スクールロイヤー制度」の活用について検討いたします。 ※学校で起こるいじめや不登校、保護者とのトラブルなど、様々な法的問題に対し、学校を法的にサポートする弁護士（トラブルの未然防止や解決、教職員への研修などを行う。） ●中学校における部活動については、受け皿である総合型地域スポーツクラブと連携しながら地域		

移行を進めてまいります。
成果・課題等 ○教員の取り巻く環境の現状と把握に努め、「スクールロイヤー制度」の導入について、協議・検討を進めてまいります。 ○中学校における部活動は、部活指導員の配置や地域移行に向け、保護者や生徒を対象とした説明会を開催し、NPO 法人アビースポーツクラブに令和7年度末までに移行する方針を示し、令和5年度：2部、令和6年度：8部（内、新規2部）、令和7年（予定）：5部（内、新規1部）の地域展開を計画としている。 ○教員の働き方改革としては、依然として働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことが求められている。

主要施策		
（３） 追分高等学校への支援の充実		
点検・評価項目及び評価		
① 町と高校の連携のさらなる強化	評 価	A
具体的な取組方針・内容等		
●追分高校の実績に対する高い評価について理解が進むよう、PR の仕方や周知方法について工夫するとともに、その魅力をさらに高められるよう町と高校の連携に尽力いたします。		
成果・課題等		
○地域プロジェクトマネージャー（LPM）による高校魅力化の活動として、SNS や note の活用を開始するなど、追分高校の生徒・教師へのインタビューを経て、情報発信に努めております。 ○追分高校特有の魅力を引き出すため、総合的な探究の時間や選択授業にて町内から講師をお招きして、授業を実施するとともに、追分高校による「ハーベストフェスティバル」や「ロールケーキ販売」など町に還元を目的とした授業カリキュラムを実行することができました。		
点検・評価項目及び評価		
② 町として継続する支援	評 価	B
具体的な取組方針・内容等		
●希望する生徒や教職員に対する学校給食の提供、ＪＲを利用して通学する生徒に対する定期券購入に係る費用の全額補助、各生徒へのタブレットの供与、就学に係る費用の援助、奨学金の貸付・給付、各種検定・資格取得に係る検定料の半額補助、全道・全国大会等に出場する生徒への遠征費等の補助、選択教科への講師の派遣、外国語指導助手（ALT）の派遣等について引き続き支援してまいります。		
成果・課題等		
○追分高校の生徒で全道・全国大会規模の文化・スポーツ大会等の出場はありませんでしたが、就学に係る各種費用の援助や貸付・給付、補助などを行いました。 ○追分高校の生徒・教職員の学校給食の提供の開始、定期券の購入に係る費用の補助の対象者の拡大、タブレット端末の供与を行い、支援の充実を図りました。また、令和7年度の入学生の増加を図るため、推薦入試制度の導入や下宿環境を構築しました。		

点検・評価項目及び評価		
③ 高校存続のための実績の報告	評 価	A
具体的な取組方針・内容等		
●町としての高校への支援内容に加え、進学率・就職率の状況、生徒の活動実績、安平町誘致企業会による就労支援懇話会の取組内容、学校運営協議会及び追分高等学校存続支援協議会での協議内容等について設置者である北海道への報告を継続し、学校存続の意義についてご理解いただくよう努めてまいります。		
成果・課題等		
○追分高校の各種取組や町の支援、実績等の状況について北海道へ報告するとともに、従前実施してきた教育長、教育委員会職員、追分高校の教頭のほか、追分高校の校長自らも参加し、近隣の中学校へ訪問しPR 活動を行いました。令和6年度の新入生が20人未満になった場合、再編整備の対象となる可能性がありましたが、令和6年度：33名、令和7年度：26名を確保することができました。		

主要施策		
(4) 社会教育の充実		
点検・評価項目及び評価		
① 平和教育の充実	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●児童生徒が平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、広島市で開催される広島平和記念式典への派遣を行います。事前研修の充実に努め、派遣される児童生徒が現地で深い学びができるよう支援に努めます。また、事後研修における振り返りをしっかり行い、自校の児童生徒への報告とともに地域の方々にお伝えする内容の充実が図られるよう支援します。		
成果・課題等		
○広島平和記念式典に5名の児童生徒を派遣するため、事前・事後研修を実施し、平和と命の尊さを学び、各学校で報告会を開催するとともに、追分公民館、町民センターでパネル展を開催しました。なお、パネル展においては、参加した児童生徒が自ら展示する写真を選び、概要の文章を製作し印象に残った出来事や様子を町民の方へ還元しました。 ○「平和教育」の在り方について、学校現場と町教育委員会で協議を行い、1人でも多くの児童・生徒・町民が、平和について学ぶことができるよう、手法・方法について再考する必要がある。		
点検・評価項目及び評価		
② 生涯学習フェスティバルでの団体への支援	評 価	B
具体的な取組方針・内容等		
●生涯学習活動推進のための象徴的事業として位置付け、芸術・文化分野からスポーツまで、幅広く鑑賞の機会や活動の場を町民に提供し、様々な活動に触れてもらう生涯学習フェスティバルにおいて、協賛団体の活動への意欲を高め、団体相互の交流を促進することができるよう適切な支援と助言を行ってまいります。また、各団体やサークル、町などが主管して行っている活動について認識を深めていただくとともに、各活動に参加することで、町民が自ら社会参画し、今後の自身の学習活動につなげていただけるよう促してまいります。		

成果・課題等		
○生涯学習フェスティバル事業は、各地区文化祭や芸能発表会、学習成果発表会のほか、グランドゴルフ初心者体験大会、町民ペタンク大会など開催し、町民に作品や発表を見ていただく機会となりました。 ○文化団体や体育団体については、高齢化や新型コロナウイルスの影響等により、加盟団体の解散や活動の停滞が見受けられたため、各団体への継続的な支援やサポートを実施していくとともに、新たな団体の立ち上げやサポート・助言等支援を継続的に行っており、安平町文化協会では令和6年度に新規団体として3団体が加入しました。		
点検・評価項目及び評価		
③ 町民自らが企画・立案・運営する学習活動に対する支援	評 価	A
具体的な取組方針・内容等		
●学習や社会参加への意欲を高め、自ら啓発に努める学習活動を促進する生涯学習活動促進事業を推進するとともに、生涯学習の推進の観点に立ち、社会教育の充実振興を図るため、町民の求めに応じて、持続的・継続的な自主活動として、団体の自立までの補助を積極的に行ってまいります。		
成果・課題等		
○町民活動支援事業として、申請のあった2団体に対し補助金を交付し、自ら啓発に努める学習活動団体を支援しました。町民の自主活動を推進するため、指導・助言を継続してまいります。		
点検・評価項目及び評価		
④ 国際理解教育の推進並びに地域間交流への支援	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●外国の文化や異文化コミュニケーションについて学ぶことを通じて、世界に目を向ける契機となるよう、国際理解教育や国際交流、地域間交流の取組を進めるとともに、それらに対する町民及び関係団体の活動を支援してまいります。また、令和5年に締結した台湾の台南市安平区との友好交流協定により、文化・教育・経済・観光など幅広い分野において交流を推進してまいります。		
成果・課題等		
○安平町と台湾の台南市安平区と友好協定を締結し、8月には、町長ほか7名の職員及び議員で、安平開臺天后宮成人式の出席や台中市、台南市、安平区の視察・交流を行うなど、相互交流に関して知見を深めることができました。次年度以降は、安平町への来訪対応の受け入れ体制を整えるなど、今後のさらなる交流の推進を図ります。		
点検・評価項目及び評価		
⑤ 生涯スポーツの支援	評 価	C
具体的な取組方針・内容等		
●町民の体力や健康の維持・増進を目的として、年齢や体力に応じて気軽にできるスポーツ事業や運動教室、各種スポーツ大会等民間企業やスポーツ団体と連携した取組を推進してまいります。また、安平町の特長を生かしたスポーツに取り組む人を引き続き支援してまいります。		
成果・課題等		
○指定管理者において、継続的に事業を実施し、放課後スケート教室では、民間企業のダイナックス社のアイスホッケー選手の協力により実施しました。		

○安平町発祥の軽スポーツ「アイスゲット」において、早来学園7年生～9年生の体育授業内で、安平町スポーツ推進員による「アイスゲット」指導を行うほか、第19回を迎える大会は、一般の部3チームの参加で実施しました。参加チームが著しく減少している課題を持つ。

○指定管理者と他課との連携（健康福祉課）として、インボディやあびらパワーアップトレーニングを実施するなど、介護予防と運動の機会を醸成するとともに、アクティブライフカレンダーを作成することでスポーツセンターのみならず運動やスポーツ情報を発信することで健康づくりに寄与している。

点検・評価項目及び評価

⑥ 社会体育施設の利用促進に向けた取組の充実

評 価

B

具体的な取組方針・内容等

●JOCの認定施設スポーツセンターについては、町民はもとより実業団や大学などからも高い評価を受けていることに加え、早来公民館の大規模改修により合宿所としての利用が期待されることから、今後も指定管理者と連携しながら利用サービスのさらなる向上に努めてまいります。また、温水プール天井の耐震改修も行っています。

成果・課題等

○令和4年11月にアイスホッケー日本オリンピック委員会（JOC）にJOCアイスホッケー競技強化センターとして認定施設となった安平町スポーツセンター（せいこドーム）は、指定管理者の協力により、アイスホッケーで道外の大学や社会人チームや企業、日本代表の練習や合宿練習の場として多くの施設利用があるとともに、早来町民センター（早来公民館）の大規模改修（合宿所機能追加、耐震化工事）が完了し、令和7年4月から早来町民センターの運用を再開するなど、今後も引き続き指定管理者と連携しながら、利用サービスの向上や利用促進を図ります。

○追分プールについて、施設の老朽化と昨今の高気温による施設利用停止措置なども踏まえ、利用者数と施設運営に係る諸経費、安平町スポーツセンターとの整合性（利用目的の重複）などを鑑み、施設の在り方について協議・検討を行います。

○安平山スキー場について、昨今の積雪量の減少から開場期間の縮小、利用者減少・施設運営に係る諸経費などを鑑み、施設の在り方について協議・検討を行います。

○屋外スケートリンクについて、昨今の高気温による施設利用停止措置なども踏まえ、利用者数と施設運営に係る諸経費などを鑑み、施設の在り方について協議・検討を行います。

○他社会体育施設についても、施設の老朽化と施設利用実態を考慮した利用促進に向けた取組を進めてまいります。

点検・評価項目及び評価

⑦ 鉄道資料館整備事業に係る検討の推進

評 価

C

具体的な取組方針・内容等

●SLの展示やミニSLの運行等については、現在の課題を解決し、来場される方の安全性を最優先に考え、将来を見据えた事業の在り方について検討を進めてまいります。

成果・課題等

○旧鉄道資料館に保管している資料や老朽化している屋外客車等の取扱いについて、引き続き、関係する方々と協議・意見を伺い検討していきます。

○安平町追分SL保存協力会においては会員の高齢化が顕著に進んでいるため、担い手の育成や今後の会の在り方について、引き続き関係者と協議していきます。

点検・評価項目及び評価

⑧ 社会体育施設の整備	評 価	D
具体的な取組方針・内容等		
●早来公民館改修については、耐震化未対応であるという根本的な問題を解決し、被災したしらかば合宿所と早来研修センターを集約するとともに、防災支援施設としての機能を有する施設として整備します。また、将来を見据えた施設管理の効率化を図るため、予約・決済・施錠管理システムの導入によるデジタル技術を最大限活用した施設管理のモデル構築を図ってまいります。		
成果・課題等		
○早来公民館（早来町民センター）改修について、令和7年4月に再開館することができ、耐震化のほか合宿所機能、体育館、予約・決済・施錠管理システムを導入することができました。 ○町内の社会教育施設・社会体育施設について、施設の老朽化が進む中、施設の利用実態と運営経費を鑑み、施設の在り方を担当課のほか、教育委員会関係機関・安平町行政改革推進ワーキンググループにて協議・検討を進めてまいります。		

3. 外部評価

教育委員会が行った点検・結果に関して、社会教育委員等から意見や助言をいただきました。いただいた意見等については、今後の施策、事務等の実施に活用してまいります。

（1）意見及び助言

（意見・助言等）◆は委員の意見・質問等

※令和7年7月17日（木）18時より実施した「第1回社会教育委員会議兼公民館運営審議会」はグループディスカッション形式を採用し、3グループに分かれて協議、意見を発言していただいた。

□グループ①

- ◆（3）追分高等学校への支援の充実：実際に町外から通う高校生から、追分高校は受入れ体制が優しく、中学生時代に課題のあった生徒も通いやすいと聞く。給食の提供や交通費補助などあるが、追分高校の特色を町内外により発信していただきたい。
- ◆⑦鉄道資料館整備事業に係る検討の推進：旧鉄道資料館には未だ貴重な資料が現存している。観光資源として活用してはどうか。

□グループ②

- ◆（3）追分高等学校への支援の充実：入学者数が増加傾向にあることが評価される。情報発信が行き届いている効果と推測される。（note など）
- ◆全体的に評価（A・B・C・D）が低いと感じた。評価されるべき部分は評価して良いと考える。

□グループ③

- ◆全体的に評価（A・B・C・D）が低いと感じた。特に⑧「社会体育施設の整備」：早来町民センターの改修など評価されるべき部分はあると感じる。しかし、総合的（安平町全体）に考えると課題が残っていると推測する。
- ◆（3）追分高等学校への支援の充実：教育委員会の支援も一生懸命であると評価する。

報告第3号

令和6年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

記

1. 令和6年度安平町財政健全化判断比率 (単位：%)

項 目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算 定 比 率	—	—	11.4	27.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2. 令和6年度安平町資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.00
下 水 道 事 業 会 計	—	20.00

安監査第217号
令和7年8月22日

安平町長 及川 秀一郎 様

安平町監査委員 小川 誠
安平町監査委員 小笠原 直治



令和6年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査をしたので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年度 安平町財政健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象

令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和7年8月21日

3. 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	15.00%	
② 連結実質赤字比率	—	20.00%	
③ 実質公債費比率	11.4%	25.0%	
④ 将来負担比率	27.9%	350.0%	

(2) 個別意見

① 「実質赤字比率」

令和6年度の一般会計の決算による実質収支額は136,519千円であり、赤字額がないため当該比率は算定されない。

③ 「連結実質赤字比率」

令和6年度の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計の決算による実質収支額は、国民健康保険事業特別会計で9,908千円、介護保険事業特別会計で188,353千円、後期高齢者医療事業特別会計で906千円となり、合計で199,167千円となっている。また、法適用企業会計の余剰額は水道事業会計で余剰額106,571千円、下水道事業会計では94,992千円となっており、一般会計を含めた全体の決算による実質収支額は537,249千円の黒字であり、当該比率は算定されない。

④ 「実質公債費比率」

令和6年度の実質公債費比率は11.4%で、前年度に比べ0.6ポイント増加している。また、単年度決算では11.6%で前年度に比べ0.2ポイント増加している。主な要因として、分子では起債の元利償還金が減少した一方で公営企業分に係る起債元利償還金及び債務負担行為における公債費事業（ぬくもりの湯設備改修事業）などにより分子全体で8,413千円が増加、分母では標準税収入額の減収などにより全体で4,998千円が減少したことによるものである。なお、早期健全化基準の25.0%を下回り問題はないが、公債費が減少するよう計画的な事業執行に努められたい。

⑤ 「将来負担比率」

令和6年度の将来負担比率は27.9%で、前年度に比べ4.5ポイント増加している。

主な要因は、分子では地方債の残高の減少及び公営企業債等繰入見込額の減少などにより分子全体で177,192千円が増加し、分母では標準財政規模が減少したことなどから分母全体で4,998千円が減少したことから将来負担比率は増加している。

なお、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っているが、今後とも将来的な財政負担を十分考慮し、計画的な地方債の借入など、財政負担に留意のうえ効率的な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 安平町水道事業会計資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和7年8月21日

3. 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.00%	

(2) 個別意見

①「資金不足比率」

令和6年度において資金不足はないため、当該比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 安平町下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和7年8月21日

3. 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.00%	

(2) 個別意見

①「資金不足比率」

令和6年度において資金不足はないため、当該比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第4号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

安平町専決処分第9号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年8月19日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について（別紙）

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規程

新旧対照表

新	旧																
本則 (略) 附則 (略) 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr> <tr> <td>石狩管内～渡島管内</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合_____ _____, 檜山広域行政組合</td></tr> <tr> <td>後志管内～根室管内</td><td>(略)</td></tr> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内～渡島管内	(略)	檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合_____ _____, 檜山広域行政組合	後志管内～根室管内	(略)	本則 (略) 附則 (略) 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr> <tr> <td>石狩管内～渡島管内</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、<u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u>、檜山広域行政組合</td></tr> <tr> <td>後志管内～根室管内</td><td>(略)</td></tr> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内～渡島管内	(略)	檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合	後志管内～根室管内	(略)
区 分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内～渡島管内	(略)																
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合_____ _____, 檜山広域行政組合																
後志管内～根室管内	(略)																
区 分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内～渡島管内	(略)																
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合																
後志管内～根室管内	(略)																

報告第5号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

安平町専決処分第 10 号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和 7 年 8 月 19 日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（別紙）

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

新旧対照表

新	旧
本則 (略) 附 則 (令和5年1月25日総行市第2号許可) この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u> 別表第1 (略) 桂沢水道企業団 檜山広域行政組合 (略)	本則 (略) 附 則 (令和5年1月25日総行市第2号許可) この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。 別表第1 (略) 桂沢水道企業団 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 (略)

報告第6号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

安平町専決処分第 11 号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年8月19日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

北海道市町村総合事務組合規約の変更について（別紙）

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新	旧																												
本則 (略) 附 則 (令和元年市町村第 1 1 0 5 号指令) (略) <u>附 則</u> <u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</u> 別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体 <table> <tr> <th>管内</th><th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th></tr> <tr> <td>檜山振興局 (10)</td><td>(略)、檜山広域行政組合 _____ _____, 北部桧山衛生センター組合</td></tr> </table> 別表第2 (第3条関係) <table> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> <tr> <td>1～7 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>8 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td><td>(略)、檜山広域行政組合 _____ _____, 北部桧山衛生センター組合 (略)</td></tr> <tr> <td>10 (略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	檜山振興局 (10)	(略)、檜山広域行政組合 _____ _____, 北部桧山衛生センター組合	共同処理する事務	共同処理する団体	1～7 (略)	(略)	8 (略)	(略)	9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、檜山広域行政組合 _____ _____, 北部桧山衛生センター組合 (略)	10 (略)	(略)	本則 (略) 附 則 (令和元年市町村第 1 1 0 5 号指令) (略) 別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体 <table> <tr> <th>管内</th><th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th></tr> <tr> <td>檜山振興局 (11)</td><td>(略)、檜山広域行政組合、<u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u>、北部桧山衛生センター組合</td></tr> </table> 別表第2 (第3条関係) <table> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> <tr> <td>1～7 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>8 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td><td>(略)、檜山広域行政組合、<u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u>、北部桧山衛生センター組合 (略)</td></tr> <tr> <td>10 (略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	檜山振興局 (11)	(略)、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合	共同処理する事務	共同処理する団体	1～7 (略)	(略)	8 (略)	(略)	9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合 (略)	10 (略)	(略)
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																												
檜山振興局 (10)	(略)、檜山広域行政組合 _____ _____, 北部桧山衛生センター組合																												
共同処理する事務	共同処理する団体																												
1～7 (略)	(略)																												
8 (略)	(略)																												
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、檜山広域行政組合 _____ _____, 北部桧山衛生センター組合 (略)																												
10 (略)	(略)																												
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																												
檜山振興局 (11)	(略)、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合																												
共同処理する事務	共同処理する団体																												
1～7 (略)	(略)																												
8 (略)	(略)																												
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合 (略)																												
10 (略)	(略)																												

認定第 1 号

令和 6 年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 6 年度安平町一般会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 2 号

令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 3 号

令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第4号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 5 号

令和 6 年度安平町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 6 年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 6 号

令和 6 年度安平町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して、令和 6 年度安平町下水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第1号

町政功労賞被表彰者の同意について

安平町表彰条例（平成18年安平町条例第190号）第3条に定める町政功労賞の被表彰者として、次の者を決定したいので、議会の同意を求める。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

町政功労賞の被表彰者に決定しようとする者

田 村 興 文

（提案理由）

永年にわたり町政の振興発展に寄与し、その功労が特に顕著である上記の者を町政功労者として決定したいので、安平町表彰条例第4条の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

た むら おき ふみ
田 村 興 文 氏 略歴

住 所 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]

職 業 農 業

略 歴 自 平成15年 5 月 1 日 早来町議会議員（1 期目）
至 平成18年 3 月26日
自 平成18年 4 月23日 安平町議会議員（1 期目）
至 平成22年 4 月22日
自 平成22年 4 月23日 安平町議会議員（2 期目）
至 平成26年 4 月22日
自 平成26年 4 月23日 安平町議会議員（3 期目）
至 平成30年 4 月22日
自 平成30年 4 月23日 安平町議会副議長（4 期目）
至 令和 4 年 4 月22日
自 令和 4 年 4 月23日 安平町議会議員（5 期目）
至 令和 7 年 3 月31日

<活動歴>

- ◆早来町議会議員 （平成15年 5 月～平成18年 3 月） 2 年11か月
- ◆安平町議会議員 （平成18年 4 月～平成30年 4 月）
- 〃 （令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月） 14年11か月
- ◆安平町議会副議長 （平成30年 4 月～令和 4 年 4 月） 4 年

<町政功労賞被表彰者功績>

氏は早来町議会議員、安平町議会議員、安平町議会副議長の公職を歴任し、議会議員として永きにわたり町政の発展に尽力されている功績は誠に顕著なものがあります。

議案第2号

安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

安平町水道事業給水条例（平成28年安平町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

災害その他非常の場合において、給水装置の早期復旧を図るべく他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者による工事を特例的に認めることができるようにするため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例

安平町水道事業給水条例（平成28年安平町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

安平町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

安平町公共下水道条例（平成18年安平町条例第146号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 17 日 提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

災害その他非常の場合において、排水設備工事の早期復旧を図るべく他の市町村長が指定した工事店による工事を特例的に認めることができるようにするため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町公共下水道条例の一部を改正する条例

安平町公共下水道条例（平成18年安平町条例第146号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に
工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

早来第 1 汚水中継ポンプ所外電気機械設備更新工事請負契約の締結について

早来第 1 汚水中継ポンプ所外電気機械設備更新工事を施工するため、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

早来第 1 汚水中継ポンプ所外電気機械設備更新工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

記

- 1 契約の目的 早来第1汚水中継ポンプ所外電気機械設備更新工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 49,500,000円
- 4 契約の相手方 苫小牧市新明町1丁目1番8号
株式会社錦戸電気
代表取締役社長 大滝 力緒

〈参考資料 議案第 4 号〉

(単位：円)

業者名	入札金額		備考
	第 1 回	第 2 回	
株式会社新興電気	47,500,000	46,000,000	
株式会社錦戸電気	47,000,000	45,000,000	落札 97.66%

議会議決案件 入札告示（抜粋）資料

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 工 事 名 | 早来第1汚水中継ポンプ所外電気機械設備更新工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 勇払郡安平町早来北進ほか |
| (3) 工 事 期 間 | 令和7年9月29日から令和8年8月31日まで（予定） |
| (4) 工 事 概 要 | 電気機械設備更新工事 |
- ①早来第1汚水中継ポンプ所
 - ・電気工事：動力制御盤、取引用計器盤、水位計
 - ・機械工事：水中污水ポンプ
 - ②早来第2汚水中継ポンプ所
 - ・電気工事：動力制御盤、取引用計器盤、水位計
 - ・機械工事：水中污水ポンプ
 - ③追分第1汚水中継ポンプ所
 - ・電気工事：動力制御盤、取引用計器盤、水位計
 - ・非常通報装置

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、令和7・8年度安平町建設工事等入札参加者名簿に事後審査型条件付一般競争入札の告示日の前日までに登録され、次に掲げる要件をすべて満たしている者で、電気工事の工種でA等級（800点以上）の者とする。（単体とする。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 安平町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 安平町契約等に係る暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 北海道内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (6) 過去15年間に下水道事業者が発注した請負金額が2千万円以上の下水道法上におけるポンプ場又は処理場の電気設備工事を元請として施工した実績を有すること。
ただし、補修工事及び長寿命化工事は含むが、撤去工事及び建築電気工事は除く。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上のものに限るものとする。
- (7) 当該工事の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を現場に専任で配置できること。
- (8) 当該工事の他の入札参加者と資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。
- (9) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。

早来第1污水中継ポンプ所外電気機械設備更新工事

令和7年第6回
安平町議会定例会
議案第4号 資料

追分第1污水中継ポンプ所
電気設備更新工事 1式

(追分郷土資料館 地先)

早来第2污水中継ポンプ所
機械・電気設備更新工事 1式

(国道～あかね団地入口付近)

早来第1污水中継ポンプ所
機械・電気設備更新工事 1式

(北進カナディアン公園付近)

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km

1:50000

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平21業使、第185-26138号)」

議案第 5 号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

記

- 1 取得しようとする財産の種類 学習用タブレット端末更新事業
- 2 契約の相手方 所在地 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
会社名 大丸株式会社
代表取締役 芹田 昭彦
- 3 取得の目的 令和元年度に導入した学習用端末を更新するため
- 4 取得の方法 随意契約
- 5 取得の価格 10,711,800円
- 6 取得の時期 令和8年3月
- 7 支払方法 全額一括払い

〈参考資料 議案第5号〉

■学習用タブレット端末更新事業（主な購入備品）

名 称	数量	単位
タブレット端末（iPad）	180	台
キーボード	180	台
モバイルデバイス管理ソフト	180	台

議案第 6 号

財産の処分について

次の財産を処分したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

財産の処分をするため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

記

1 処分しようとする財産の種類 土地、建物及び付帯施設

2 処分しようとする財産の所在、地目、面積、名称及び構造

【土地】

所 在	地 目	面 積
安平町遠浅564番 3	学校用地	1,653㎡
安平町遠浅578番 3	学校用地	5,493㎡
安平町遠浅580番 1	学校用地	10,895㎡
安平町遠浅590番 1	宅 地	3,679.35㎡
合 計		21,720.35㎡

【建物】

所 在	名 称	構 造	面 積
安平町遠浅580番 1	旧遠浅小学校（校舎）	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,507㎡
	旧遠浅小学校（風除室）	鉄骨造	20㎡
安平町遠浅590番 1	住宅（HK34）	コンクリートブロック造 1 階建	62㎡
	住宅（HK2）	木造 1 階建	93㎡
	住宅（HK11）	木造 1 階建	88㎡
	住宅（HK26）	コンクリートブロック造 2 階建	77㎡

【付帯施設】

所 在	名 称
安平町遠浅564番 3	倉庫
安平町遠浅578番 3	物置
	物置
安平町遠浅580番 1	プロパン庫
	物置（コンテナ型）

	物置
	物置・駐輪場
	駐輪場
	開校100周年記念碑
	閉校記念碑
	開校80周年記念碑
	受電盤

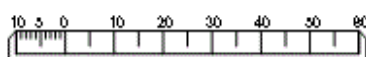
3 処 分 先 勇払郡安平町早来源武275番地
 有限会社 ノーザンレーシング
 代表取締役 吉田 俊介

4 処 分 価 格 20,400,000円

5 処 分 の 時 期 令和7年度中

6 支 払 い 方 法 全額一括払い

現況図



議案第 7 号

財産の無償貸付について

次の財産を無償貸付したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 17 日 提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

財産の無償貸付をするため、地方自治法第237条第 2 項の規定に基づく同法第96条第 1 項第 6 号の規定により提案するものである。

記

1 無償貸付しようとする財産の種類 建物

2 無償貸付しようとする財産の所在、名称及び面積

所 在	名 称	面 積
安平町遠浅564番 3	屋内運動場	870m ²
合 計		870m ²

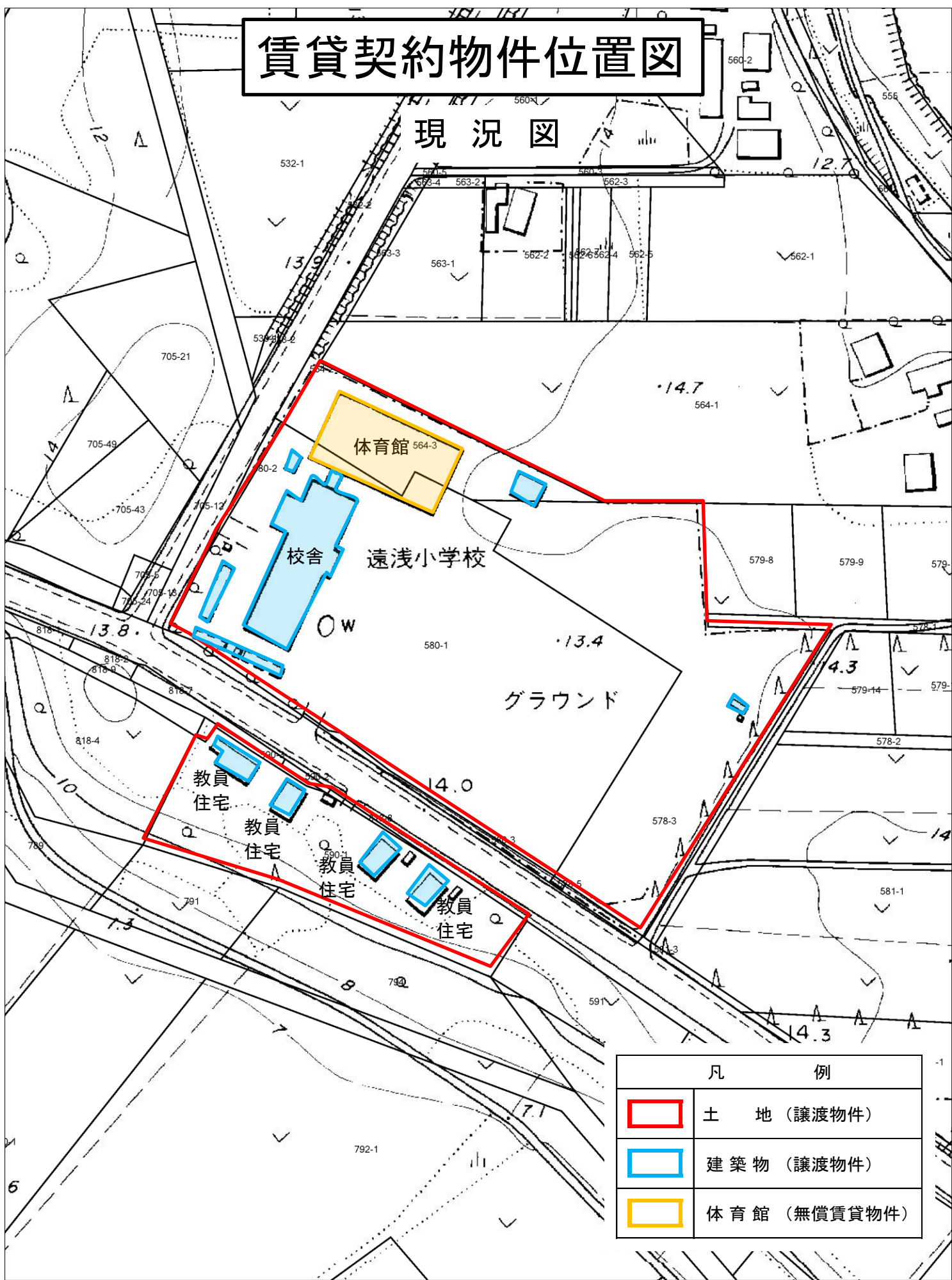
3 無償貸付の目的 職員の福利厚生、研修等及び地域農業者交流研修施設
として使用のため

4 無償貸付の相手方 勇払郡安平町早来源武275番地
有限会社 ノーザンレーシング
代表取締役 吉田 俊介

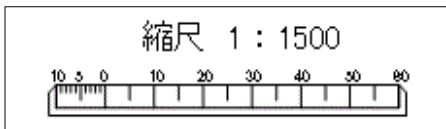
5 無償貸付期間 令和7年9月22日から令和12年3月31日まで

賃貸契約物件位置図

現況図



凡 例	
	土 地（譲渡物件）
	建 築 物（譲渡物件）
	体 育 館（無償賃貸物件）



議案第 8 号

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方交付税の決定等により、令和 7 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第8号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,789,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		2, 144, 620	△58, 638	2, 085, 982
	1. 町民税	1, 094, 303	△70, 781	1, 023, 522
	2. 固定資産税	966, 223	12, 143	978, 366
11. 地方特例交付金		4, 772	△324	4, 448
	1. 地方特例交付金	4, 772	△324	4, 448
12. 地方交付税		2, 584, 114	87, 638	2, 671, 752
	1. 地方交付税	2, 584, 114	87, 638	2, 671, 752
16. 国庫支出金		773, 261	74, 995	848, 256
	1. 国庫負担金	387, 463	36, 069	423, 532
	2. 国庫補助金	369, 992	38, 969	408, 961
	3. 委託金	15, 806	△43	15, 763
17. 道支出金		521, 903	20, 431	542, 334
	1. 道負担金	221, 222	15, 277	236, 499
	2. 道補助金	281, 403	5, 154	286, 557
18. 財産収入		35, 231	22, 026	57, 257
	1. 財産運用収入	17, 419	1, 626	19, 045
	2. 財産売却収入	17, 812	20, 400	38, 212
20. 繰入金		890, 797	△48, 096	842, 701
	1. 基金繰入金	889, 352	△48, 096	841, 256
22. 諸収入		116, 411	25, 568	141, 979
	4. 雑入	66, 221	25, 568	91, 789
歳 入 合 計		8, 666, 177	123, 600	8, 789, 777

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1, 165, 243	18, 309	1, 183, 552
	1. 総務管理費	1, 107, 877	18, 024	1, 125, 901
	5. 統計調査費	19, 728	285	20, 013
3. 民生費		1, 557, 492	37, 655	1, 595, 147
	1. 社会福祉費	1, 017, 751	7, 893	1, 025, 644
	2. 児童福祉費	539, 741	29, 762	569, 503
4. 衛生費		551, 645	15, 182	566, 827
	1. 保健衛生費	207, 896	15, 182	223, 078
6. 農林水産業費		408, 548	5, 852	414, 400
	1. 農業費	369, 581	5, 154	374, 735
	2. 林業費	38, 967	698	39, 665
7. 商工費		482, 907	781	483, 688
	1. 商工費	482, 907	781	483, 688
8. 土木費		1, 161, 322	36, 419	1, 197, 741
	2. 道路橋りょう費	495, 769	27, 982	523, 751
	3. 河川費	34, 468	5, 800	40, 268
	4. 都市計画費	511, 808	349	512, 157
	5. 住宅費	119, 011	2, 288	121, 299
10. 教育費		853, 083	1, 422	854, 505
	5. 社会教育費	186, 182	1, 422	187, 604
12. 給与費		1, 173, 940	5, 980	1, 179, 920
	1. 給与費	1, 173, 940	5, 980	1, 179, 920
13. 予備費		5, 000	2, 000	7, 000
	1. 予備費	5, 000	2, 000	7, 000
歳 出 合 計		8, 666, 177	123, 600	8, 789, 777

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2, 144, 620	△58, 638	2, 085, 982
2. 地方譲与税	114, 037		114, 037
3. 利子割交付金	554		554
4. 配当割交付金	5, 005		5, 005
5. 株式譲渡所得割交付金	5, 344		5, 344
6. 法人事業税交付金	17, 832		17, 832
7. 地方消費税交付金	205, 524		205, 524
8. ゴルフ場利用税交付金	41, 367		41, 367
9. 環境性能割交付金	8, 696		8, 696
10. 国有提供施設所在市町村交付金	31, 578		31, 578
11. 地方特例交付金	4, 772	△324	4, 448
12. 地方交付税	2, 584, 114	87, 638	2, 671, 752
13. 交通安全対策特別交付金	978		978
14. 分担金及び負担金	4, 871		4, 871
15. 使用料及び手数料	206, 675		206, 675
16. 国庫支出金	773, 261	74, 995	848, 256
17. 道支出金	521, 903	20, 431	542, 334
18. 財産収入	35, 231	22, 026	57, 257
19. 寄付金	503, 488		503, 488
20. 繰入金	890, 797	△48, 096	842, 701
21. 繰越金	67, 519		67, 519
22. 諸収入	116, 411	25, 568	141, 979
23. 町債	381, 600		381, 600
歳入合計	8, 666, 177	123, 600	8, 789, 777

								17 備品購入費	122
								施設管理備品	

(款) 12 給与費

12 款 給与費	1, 173, 940	5, 980	1, 179, 920		5, 980				
1 項 給与費	1, 173, 940	5, 980	1, 179, 920		5, 980				
1 目 給与費	1, 173, 940	5, 980	1, 179, 920		5, 980	18 負担金、補助及 び交付金	5, 980	(1) 職員等人件費	5, 980
								18 負担金、補助及び交付金	5, 980
								市町村職員退職手当組合負担金	

(款) 13 予備費

13 款 予備費	5, 000	2, 000	7, 000		2, 000				
1 項 予備費	5, 000	2, 000	7, 000		2, 000				
1 目 予備費	5, 000	2, 000	7, 000		2, 000	28 予備費	2, 000	(1) 予備費	2, 000
								28 予備費	2, 000
								予備費	

議案第 9 号

令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 17 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

国民健康保険税還付金の増額等により、令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第9号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ889,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 道支出金		609,453	301	609,754
	1. 道負担金	609,452	301	609,753
歳 入 合 計		888,955	301	889,256

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 保健事業費		11,736	29	11,765
	1. 保健事業費	11,736	29	11,765
7. 諸支出金		1,420	272	1,692
	1. 償還金及び還付加算金	500	272	772
歳 出 合 計		888,955	301	889,256

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	192,750		192,750
2. 道支出金	609,453	301	609,754
3. 繰入金	76,837		76,837
4. 繰越金	9,910		9,910
5. 諸収入	5		5
歳入合計	888,955	301	889,256

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	10,038		10,038				
2. 保険給付費	596,905		596,905				
3. 国民健康保険事業費納付金	258,286		258,286				
4. 共同事業拠出金	1		1				
5. 財政安定化基金拠出金	1		1				
6. 保健事業費	11,736	29	11,765				29
7. 諸支出金	1,420	272	1,692				272
8. 予備費	1,000		1,000				
9. 基金積立金	9,568		9,568				
歳 出 合 計	888,955	301	889,256				301

議案第10号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

浄水場の機器更新により、令和7年度安平町水道事業会計補正予算について、
地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第10号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「80,424千円」を「82,151千円」に、減債積立金「17,760千円」を「19,487千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入		47,880千円	0千円	47,880千円
	第1項 企 業 債	8,800千円	0千円	8,800千円
	第2項 負 担 金	39,080千円	0千円	39,080千円
支 出				
	科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出		128,304千円	1,727千円	130,031千円
	第1項 建 設 改 良 費	58,107千円	1,727千円	59,834千円
	第2項 企 業 債 償 還 金	70,197千円	0千円	70,197千円

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 7年度 安平町水道事業会計補正予算実施計画第2号

(資本的収入及び支出)

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			128,304	1,727	130,031	
	1. 建設改良費		58,107	1,727	59,834	
		1. 配水設備改良費	53,696	1,727	55,423	

令和 7年度 安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第2号

(資本の支出)

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1. 資本の支出	128,304	1,727	130,031			
1. 建設改良費	58,107	1,727	59,834			
1. 配水設備改良費	53,696	1,727	55,423	3. 工事請負費	1,727	

議案第11号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

職員人件費の増額等により、令和7年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第11号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	6 5 3, 8 3 1千円	0千円	6 5 3, 8 3 1千円
第1項 営 業 収 益	1 1 1, 8 0 0千円	0千円	1 1 1, 8 0 0千円
第2項 営業外収益	5 4 2, 0 3 1千円	0千円	5 4 2, 0 3 1千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	6 5 8, 7 4 3千円	1 8 4千円	6 5 8, 9 2 7千円
第1項 営 業 費 用	6 1 8, 7 6 4千円	1 8 4千円	6 1 8, 9 4 8千円
第2項 営業外費用	3 9, 4 7 5千円	0千円	3 9, 4 7 5千円
第3項 特 別 損 失	4千円	0千円	4千円
第4項 予 備 費	5 0 0千円	0千円	5 0 0千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	3 7, 2 6 9千円	1 5 7千円	3 7, 4 2 6千円

令和7年9月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 7年度 安平町下水道事業会計補正予算実施計画第2号

(収益的収入及び支出)

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用			658,743	184	658,927	
	1. 営業費用		618,764	184	618,948	
		1. 管渠費	71,027	157	71,184	
		3. 総係費	19,986	27	20,013	

令和 7年度 安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第2号

(収益的支出)

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1. 下水道事業費用	658,743	184	658,927			
1. 営業費用	618,764	184	618,948			
1. 管渠費	71,027	157	71,184	2. 職員手当等	157	時間外勤務手当 157千円
3. 総係費	19,986	27	20,013	5. 報償費	27	対象者の増による 27千円